

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（案）」の概要について

環境省
経済産業省
国土交通省

1. 改正理由

大気汚染防止法に基づく自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度（平成7年環境庁告示第64号）の一部が改正され、自動車用燃料である軽油の硫黄分の上限值が50ppmから10ppmに改正された。これを受け、関係する命令等が順次改正されているが、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「オフロード法告示」という。）においても、それらと整合をとり、関係する箇所を改正するものである。

2. 改正内容

軽油の硫黄分を50ppmから10ppmに改正するものであるが、同様の理由で改正された道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「保安基準細目告示」という。）第3条の規定との整合性を考慮し、その内容を準用する旨の内容に改正し、実質的に硫黄分の改正内容を反映させるものとする。

具体的には、オフロード法告示第3条を「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則第2条第2項の燃料は、保安基準細目告示第3条の表の左欄に掲げる燃料の種類ごとに設けられた同表の右欄に掲げる基準を満たすものとする。」旨に改正することにより、保安基準細目告示の内容が適用されることとなる。

なお、準用する保安基準細目告示第3条の内容は下記のとおりであるが、軽油の硫黄分以外の項目については、現行のオフロード法告示第3条の規定と実質的に同様の内容である。

保安基準細目告示（抜粋）	
（燃料の規格）	
第3条 保安基準第1条の2の規定による燃料は、次表の左欄に掲げる燃料の種類毎に設けられた右欄に掲げる基準を満たすものとする。	
燃料の種類	燃料の性状又は燃料に含まれる物質の数量
ガソリン	鉛が検出されないこと。

	硫黄が質量比 0.005%以下
	ベンゼンが容量比 1%以下
	メチルターシャリーブチルエーテルが容量比 7%以下
	メタノールが検出されないこと。
	エタノールが容量比 3%以下
	酸素分が質量比 1.3%以下
	灯油の混入率が容量比 4%以下
	実在ガムが 100ml 当たり 5mg 以下
軽油	硫黄が質量比 0.001% 以下
	セタン指数が 45 以上
	90%留出温度が 360℃以下

備考

- 1 「鉛が検出されないこと」とは、日本工業規格 K2255 の原子吸光 A 法又は原子吸光 B 法で定める試験方法により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分の下限值以下であることをいう。
- 2 「メタノールが検出されないこと」とは、メタノールの混入率を容量比で測定でき、かつ、メタノールの混入率の定量下限が容量比 0.5%以下である分析設備により測定した場合において、その結果が当該方法の適用区分の下限值以下であることをいう。
- 3 「酸素分」とは、日本工業規格 K2536 号の 2、日本工業規格 K2536 号の 4 又は日本工業規格 K2536 号の 6 に定める方法により測定した場合における数値とする。
- 4 「セタン指数」とは、日本工業規格 K2280 で定める方法で算出した軽油の性状をいう。
- 5 「90%留出温度」とは、日本工業規格 K2254 に定める方法で測定した軽油の性状をいう。

3. 今後の予定

公布：平成 19 年 3 月上旬

施行：公布日とする。